令和6年度決算に基づく

健全化判断形率」と「資金不足形率」を算定

一の財政は健全な状態

ことを目的としたものです。 これは、これらの比率から地方公共団体の財政状況悪化の様子を捉え、早いうちから健全化を図る

健全化判断比率

52億円)」に対する比率です。 入されると見込まれる財源である に地方公共団体の標準的な状態で収 つの指標があります。これらは、 標準財政規模 健全化判断比率には、 (令和6年度は約 1) \{4\\ \(\mathcal{O}\) 主 4

的健全な状況にあるといえます。 を下回っており、 いずれの指標も、 本町の財政は比較 早期健全化基準

①実質赤字比率

般会計等を対象とした実質赤字

示す比率ともいえます。

さを指標化し、

資金繰りの危険度を

償還金及びこれに準ずる額の大き

対する比率

(3か年平均)。

地方債

及び準元利償還金の標準財政規模に

般会計等が負担する元利償還金

③実質公債費比率

の度合いを示す比率ともいえます。 の程度を指標化し、 額の標準財政規模に対する比率。 地方公共団体の一般会計等の赤字 財政運営の悪化

4

将来負担比率

②連結実質赤字比率

実質赤字比率の対象である一般会計 足額)の標準財政規模に対する比率。 とした実質赤字額 公営企業会計を含む全会計を対象 (または資金の不

0

度合いを示す比率ともいえます。

将来財政運営を圧迫する可能性

現段階でどれだけあるのかを指標化

おいて将来支払う見込みの負担等が

的な負債の標準財政規模に対する比

地方債現在高など一般会計等に

般会計等が将来負担すべき実質

黒字を合算して指標化し、 を示す比率ともいえます。 体としての財政運営の悪化の度合い 会計等を含めた市町村全体の赤字や 等に加え、上下水道などの公営企業 市町村全

ません。

資金不足比率はあり

			(単位:%)	
区分	神戸町の令和6年度 健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率	_	14.89	20.00	
②連結実質赤字比率	_	19.89	30.00	
③実質公債費比率	5.0	25.0	35.0	
④将来負担比率	44.9	350.0		

^{※4}つの指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化団体」とされ、財政健全化計画を 3つの指標のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合は「財政再生団体」とされ、財政再生計画を定めな

ければなりません。 ※「-」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったものです。										
健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲						対	象会	計区	えかり ひょうしゅう こうしゅう こうしゅう かいしゅう かいしゅう ひょうしゅう ひょう ひょう ひょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	ハイメージ
般会	一般会計		1	1						
般会計等(普通会計)	一般会計等に 属する特別会計		障がい福祉 サービス事業	①実質赤字比率						
			学校給食事業	上 ② 基						
公営事	公 一般会計等以外		国民健康保険		②連結実質赤字比率		③実質公債費比率		④ 将	
業会計			後期高齢者医療		字比率		(債費比		④将来負担比率	
公営企業会計	公営企業に	法適用企業	水道事業				率		比率	⑤資金不足比率※
業会計	係る会計	企業	下水道事業							定比率※
一部事務組合・広域連合 ◆一部事務組合…大垣消防・西濃環境・西南濃粗大・大垣衛生等 ◆広域連合…安八郡広域連合・県後期高齢者医療広域連合										
地方公	社・第3セクタ-	一等	神戸町土地開発公社							

※公営企業会計ごとに算定

不足額の事業の規模に対 計は実質黒字となったた 会計および下水道事業会 の資金不足を、 する比率です。公営企業 【資金不足比率】 公営企業ごとの資金の 水道事業

		(単位:%)
会計の名称	神戸町の 令和6年度 資金不足比率	経営 健全化基準
水道事業会計	_	20.00
下水道事業会計	_	20.00

※資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は「経営健全化団 体」とされ、経営健全化計画を定めなければなりません。 ※「-」の表示は、赤字額がないため「数値なし」となったも のです。